

懲罰特別委員会報告

加藤寛治議員に対する懲罰特別委員会を 3 月 6 日、3 月 7 日に開催し、集中審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1 決定事項

加藤寛治議員に対し、地方自治法第 135 条の規定により、3 月 8 日から 9 日間、議会への出席停止処分とする。

2 理由

加藤寛治議員は 2 月 27 日本会議の一般質問において「政治信条、理念の異なる、また、県政上の重要課題について、主義主張の違う政党、会派同士が選挙戦の終了と同時に連立会派、合意政策を組むということは、先の選挙戦は何だったのか。県民、選挙民を裏切る背信行為であると同時に、政党政治の根幹を揺るがす、また、憲政の常道を冒涜する何者でもないと断じざるを得ない」、併せて「いつまでも信念の定まらない同士寄り集まって、私利、私略、私情に向かって暴走するのは邪道としか言いようがない」と発言した。

加えて「今日の長崎県議会が県議会・県政改革という正義の美名のもとに異常な形で議会並びに委員会等が進められているような思いで、将来の長崎県議会、長崎県政に大きな禍根を残す」とも発言された。

こうした発言は、県民のために賛同する議員をもつて構成した

会派を愚弄するものであり、それは即ち、県政・県議会の責務を一層果たすことを求める県民をないがしろにするものとして、まさに議会制民主主義に対する重大な反逆である。

また、議会内の会派の対立をことさらあおり、政争と混乱を惹起する誠に不穏当な発言である。

さらに、本会議で県議会・県政改革特別委員会を必要として設置し、そのうえで県民の期待に応えるべく真剣に所要の改正に取り組み、審査に専念している同委員会、ひいては本会議を誹謗中傷し、侮辱するものとして断じてこれを許すことができない。

さらに、加藤寛治議員は、3月2日の本会議の席上、議事進行の動議を出し、同氏に対する懲罰特別委員会の設置に抗議する旨の発言を一方的に行つたが、こうしたことを平然と行う態度は、議場の秩序及び議会の品位の保持の観点からも許されるものではない。

これらのことから、2月27日の不穏当な発言は、誠に遺憾であると言わざるを得ない。

以上、こうした加藤寛治氏の今般の軽挙妄動をいましめるため、議会の定める懲罰を同氏に科すものである。

次に、具体的な処分内容については、これまでの本議会における処分例を斟酌し、類型的な該当性を勘案する中で決定した。

即ち、過去の例でみると、昭和29年3月定例会や昭和31年第1回定例会、昭和35年の第1回定例会等における懲罰は戒告

の処置がとられているが、これらは、概して議員を侮辱したり、無責任な発言であったり、無礼の言辞を用いたりといった類のものである。

これに対し、昭和32年10月臨時会や昭和44年第2回定例会等における懲罰は出席停止10日間あるいは、7日間の処置がとられているが、これらは概して、議場を騒がせ議長の職務を妨害したり虚言と不穏当な発言で議会の品位を傷つけたりといった類のものである。

しかるに、今回の加藤寛治議員の発言及び挙動は、先に指摘したとおり、会派を愚弄するとともに、議会制民主主義の否定に通ずるものであるばかりか、本議会と委員会を誹謗中傷し、侮辱するものとして、地方自治法第132条及び長崎県議会会議規則第88条に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ない。

よって、これらのことからして、出席停止処分とすることは免れないものであり、本日より閉会日までの9日間の出席停止とすることとした。